

平成 27年 11月 4日

各 位

会 社 名	東福製粉株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 野上 英一
(コード番号)	2006 東証第2部・福証)
問 合 せ 先	取締役執行役員総務部長 山口 雄治 TEL (092) 781 - 1661

## 流通株式時価総額に関するお知らせ

平成27年9月30日付「流通株式時価総額に係る監理銘柄（確認中）の指定に関するお知らせ」で開示しました通り、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所という）の流通株式時価総額基準に関し、平成27年10月1日から監理銘柄（確認中）に指定されております。

この度、平成27年9月末日時点の株主名簿が確定いたしましたので、東京証券取引所に  
対し「株券等の分布状況表」（以下、分布状況表という）を提出しました。これにより、  
当社の流通株式時価総額の見込額が出ましたので、お知らせいたします。

その結果、平成27年9月30日時点の当社株式の流通株式時価総額が有価証券上場規程第  
601条第1項第2号b本文に定める所要額（5億円）未満となる見込みとなりました。

猶予期間の最終日（平成27年9月30日）のあと3ヶ月以内に行った公募、売出し、又は  
数量制限付分売にかかる株式数については、有価証券報告書の提出日（平成27年12月24日  
予定）までに所定の手続きを行うことで平成27年9月末日時点の流通株式と見なされるこ  
とから、当該分布状況表によって平成27年9月末日時点の流通株式時価総額が所要額（5  
億円）以上であることが確認出来なかった場合でも、公募、売出し、又は数量制限付分売  
を行うことで、その後監理銘柄（確認中）の指定から解除される可能性はあります。

当社は、公募、売出し、又は数量制限付分売の可能性について検討いたしました。公募  
につきましては、親会社の当社株式の持分比率の維持の必要性から考えると実施は困難で  
あります。また売出し、又は数量制限付分売につきましては、候補となる株主は親会社並  
びに当社社長に限られます。親会社については、公募の場合と同様、株式の持分比率の維  
持から実施が困難な状況にあります。また、当社社長についても一定程度の持分比率は必  
要と考えておりますが、現在の株価状況から考えると、監理銘柄（確認中）の指定から解  
除されるために必要な売出し、又は数量制限付分売を実施した場合、許容出来る持分比  
率を大幅に下回ってしまうため、こちらも実施することが困難な状況にあります。そのため、  
親会社とも協議・検討してまいりました結果、流通株式の数に係る上場廃止基準の期限で  
ある有価証券報告書の提出日までに東京証券取引所の定める公募、売出し、又は数量制  
限付分売は、行わない予定です。この場合、当社が有価証券報告書を提出後、整理銘柄に  
指定されることとなり、その後当社株式は東京証券取引所第二部の上場廃止となります。

株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、当社は福岡証券取引所にも上場しており、  
当社株式の売買については市場での取引は可能であります。

以 上